



ふるさと散歩
多摩の植物

アブラナ科の特徴である4弁の十字状花、白花をつけ、この仲間では比較的大型で、草丈50センチほどになる。谷川の流れぞいなどによく生え、その名の通り、ただのヒロハコロンソウよりも葉の幅が広い。
ヒロハコロンソウの名前は崑崙草と書き、崑崙山に由来する。この山は中国古代に、西方にあると想像された山のこと、中国最古の教典とも

ヒロハコロンソウ

写真・資料提供 菱山忠三郎氏

いわれる書経の三海経などにその名が見られる。草全体につける白い花はこの山の雪にたとえたものであろう。
なお、別名のタデノウミヒロハコロンソウの名前もよく使われている。「蓼(たで)の海」は栃木県日光の湯本から山に入ると山中にひっそりとある小さな湖(みずうみ)の名である。名前にひかれて以前いつてみたが、やや名前負けのような平凡



身近な自然環境を大切に



法人会

な山の中の池のような感じのところが多かった。多摩地方などでは、ヒロハコロンソウの仲間ほその他にマルバヒロハコロンソウ、ミツバヒロハコロンソウなどがある。ただし、これはどちらも小型の植物だ。

税と経営の情報誌
2021.5 No.486

きずな



《今月の笑顔》 多摩信用金庫 宇津木支店

ほりぐちすずか 堀口涼花さん
いちむら 市村しおりさん
はらだ かずな 原田佳珠奈さん

税制改正に関する法人会提言の主な実現事項

タックスコーナー

「消費税法改正のお知らせ」

八王子市の企業支援制度

「販路拡大支援補助金」

「海外展開支援補助金」



公益社団法人
八王子法人会



全国各地の 法人会員の声 形になりました

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人会 税制改正に関する提言主な実現事項

▼法人税率の軽減措置

法人会提言①

- ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

改正の概要①

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

▼中小企業投資促進税制

法人会提言②

- ・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

改正の概要②

- ・中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

▼中小企業の設備投資支援措置

法人会提言③

- ・「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

改正の概要③

- ・中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。
- ・中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。

▼固定資産税の抜本的見直し

法人会提言④

- ・令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。

改正の概要④

- ・令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

▼新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言⑤

- ・新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

改正の概要⑤

- ・新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

▼少子化対策

法人会提言⑥

- ・少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

改正の概要⑥

- ・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

法人会インターネットセミナーをご活用ください

八王子法人会では、様々なテーマのインターネットセミナーをご用意させていただいています。研修場所に集まることが出来ない場合などでも、時間を選ばず視聴できます。

八王子法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp/>) の最上部「公益事業」にカーソルを合わせ、「オンラインセミナー等」をクリックすると、下記の画面が表示されます。ID、パスワードを入れてご利用ください。



ID : **hj0183** パスワード : **4875**

消費税法改正のお知らせ

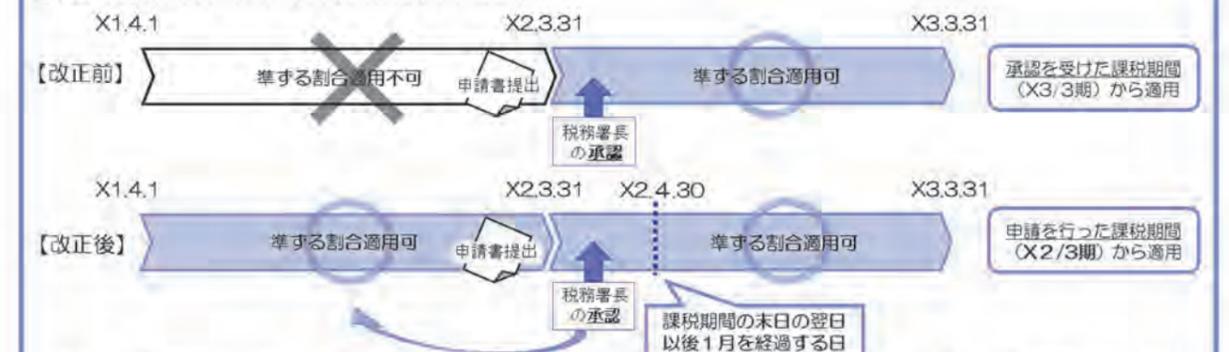
令和3年4月
国税庁

令和3年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することとされていますが、**適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用することとされました。**

○適用関係の具体例（3月決算法人の場合）



（注） 適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日までに税務署長の承認を受けた場合は、これまでどおり当該承認を受けた日の属する課税期間から適用されます。

※ 承認審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕をもって承認申請書を提出してください。

【適用開始時期】 令和3年4月1日以後に終了する課税期間から適用されます。

II. 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し

資産を郵便物として輸出する場合（当該資産の価額^{（※）}が20万円以下の場合に限ります。）に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類等について、次のとおり見直しが行われました。

※ この価額とは、FOB 価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

改正前	改正後
① 以下の事項を記載した「帳簿」 イ 輸出の年月日 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等 又は ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」その他の書類で以下の事項が記載されたもの イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等 ロ 上記①のロ及びハ ハ 郵便物受取の年月日	① 小包郵便物又はEMS郵便物 (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類 及び (2) 発送伝票等の控え（以下の事項が記載されたもの） イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日 ② 通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

【適用開始時期】 令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等から適用されます。

III. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合に、仕入税額控除制度の適用を受けるために保存が必要な課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類について、**在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及び官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写しが除かれることとなりました。**

○改正後の取扱い

課税仕入れの相手方の区分		在留カードの写し	旅券の写し	官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写し
個人	国内に住所を有する方	×	○	○
	国内に住所を有しない方	×	×	× ^{（※）}

（注） 氏名及び住所の記載があるものに限ります。

※ 官公署から発行・発給された書類のうち、「戸籍の附票の写し、印鑑証明書又はこれらの写し」や「国民健康保険、健康保険の被保険者証等の写し」、「国民年金手帳等の写し」、「運転免許証又は運転経歴証明書の写し」、「特別永住者証明書の写し」、「国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書又はこれらの写し」は、改正後も本人確認書類の対象となります。本人確認書類の範囲等の詳細については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）（令和3年4月改訂）」のページをご覧ください。

【適用開始時期】 令和3年10月1日以後に行われる課税仕入れから適用されます。

～総額表示の義務付け～

課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

総額表示の義務付けについては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条により、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、一定の措置を講ずることにより税込価格を表示することを要しないこととする特例が設けられていましたが、**令和3年4月1日以降は、税込価格の表示が必要となります。**

※ 総額表示の義務付けについては、国税庁ホームページのタックスアンサー（NO.6902）及び財務省ホームページをご覧ください。

～輸出物品販売場における免税販売手続の電子化～

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、**免税販売手続の電子化に対応する必要があります。**

なお、未対応の場合には、令和3年10月1日以降は**免税販売を行うことはできません。**

- ※1 免税販売手続については令和2年4月1日から電子化に対応することが求められていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。
- 2 電子化に対応するためには、システムの準備や税務署への届出書の提出が必要となります。なお、届出書はe-Taxで提出可能となっておりますので、是非ご利用ください。
- 3 免税販売手続の電子化については、国税庁ホームページの「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」のページをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

■ 八王子市からのお知らせ ■

企業支援課から「販路拡大支援補助金」及び「海外展開支援補助金」の2つの補助制度について、お知らせいたします。

各制度の詳細やご不明な点等については、企業支援課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市産業振興部企業支援課（八王子市役所6階）

TEL:042-620-7379 E-mail : b097200@city.hachioji.tokyo.jp

販路拡大支援補助金

八王子市では、市内の中小企業等の販路拡大を目的とした事業の経費を一部補助します。

○対象となる企業

- ・八王子市内に本社もしくは主要な事業所を有する中小企業、小規模事業者
- ・本市に住所があり、かつ本市の市民税が課税されている個人事業者

○補助対象事業

以下の(1)から(4)のすべての条件に該当すること

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 令和3年4月1日以降に契約が締結され、かつ申請時点で事業実施及び支払いが完了していること
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できること
- (4) 「新たな販売先の獲得」を目的とした「新たな取り組み」であり、既存の事業活動の範囲に含まれないことが明確であること

○補助対象経費

- (1) IT・DX活用を除く販路拡大事業（事業計画策定のコンサルティング、市場調査・分析、カタログやパンフレットの作成、チラシやダイレクトメールの発送、新聞や雑誌の広告など）
- (2) IT・DXを活用した販路拡大事業（ウェブマーケティング調査・分析、ホームページ作成・再構築、ネット販売システムの構築、PR動画の制作、インターネット広告など）

○補助率・補助額

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 【中小企業】 | 【小規模事業者】 |
| ・補助率：補助対象経費の3分の2以内 | ・補助率：補助対象経費の4分の3以内 |
| ・上限額：（IT・DX活用を除く事業）5万円 | ・上限額：（IT・DX活用を除く事業）7.5万円 |
| （IT・DXを活用した事業）15万円 | （IT・DXを活用した事業）15万円 |

○申請方法

事業（契約、実施、支払）完了後、令和4年（2022年）2月末日までに、申請書類を持参もしくは郵送で企業支援課までご提出ください。ただし、予算がなくなり次第終了いたします。

※本補助金の詳細はホームページをご確認ください

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p024765.html>

第8回通常総会開催のお知らせ

八王子法人会では、6月23日（水）に第8回通常総会を開催します。

詳細は、同封の案内にてご確認をお願いいたします。

ご欠席の場合、委任状の提出にご協力ください。

※出席申込、委任状提出とも、返信用はがき、FAXどちらをご利用いただいても結構です。

■ 八王子市からのお知らせ ■

海外展開支援補助金

八王子市では、市内中小企業の海外展開を促進し、海外に向けた販路開拓や海外拠点設立にかかる経費を対象に補助します。

○対象となる企業

- ・八王子市内に本社もしくは主たる事業所を有する中小企業
- ・住所が本市にあり、かつ本市の市民税が課税されている個人事業者

○補助対象となる経費

- | | |
|---|--|
| (1)市場調査（海外戦略の作成に係る経費など） | (4)知的財産対策（販路拡大のための海外特許出願に係る経費など） |
| (2)現地視察・商談会実施
（海外現地での商談マッチングに係る経費など） | (5)越境電子商取引・活用（越境電子商取引（越境EC）の導入に係る経費など） |
| (3)他言語対応（企業・製品等に関する外国語版の資料作成費、外国語版ウェブサイトの構築に係る経費など） | (6)その他海外展開に関する事業（人件費、旅費、宿泊費、日当を除く） |

○補助率・補助額

- ・補助率：補助対象経費の3分の2以内
- ・上限額：50万円

○申請方法

補助事業に着手する前に、下記の交付申請書類を揃えて、持参もしくは郵送で企業支援課までご提出ください。

※本補助金の詳細はホームページをご確認ください

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p024773.html>

※本補助金は予算がなくなり次第終了いたします。

「いちご狩り」リモートツアーを開催 ～動画でいちご狩りを疑似体験～

南地区では、会員交流事業として「いちご狩りツアー」を予定していましたが、コロナ禍の現状を考慮し、計画を断念することとしました。しかし、簡単に中止するのではなく、何か出来ないか?と検討した結果、『行けなくても行った気分を味わってもらおう』ということになりました。

そこで、同じ地区の会員企業である旅行会社に依頼し、実際のいちご狩りの映像を事前に収録・編集してもらい、その映像をZoomを活用して観賞するリモートツアーを開催しました。映像に登場した農園のいちごを前もって参加者に送り、そのいちごを食べながら観賞してもらおうという“お楽しみ”も取り入れました。

初めての企画でしたが、参加者からは「行った気分になれました」とのコメントをいただくなど、皆さんに喜んでもらえることができ、企画した田後地区会長をはじめ役員にとっても、満足いく内容となりました。

(2021.3.26 EBISUYA)



現地で調達したツアーに合わせ配られたいちご



配信会場EBISUYAでのリモートツアーの様子



Zoom配信により各自オンラインで参加しました。

昭和8年創業の八王子を代表する老舗料亭としてその地位を確立

昭和8年に「お多福」として開業。昭和23年には南町1番地に「料亭中安」を開業しました。その後現在の暁町1番地に移転し、宿泊施設も開業。(現在は飲食のみ)

昭和30年には高松宮殿下がご来店され、八王子を代表する料亭としてその地位を確立しました。

コロナ禍において様々なニーズに対応した飲食サービスの提供

2名様から200名様までの会食や宴会などに対応可能な様々な個室、宴会場を完備。落ち着いた空間でゆっくりとくつろぐことができます。店内は広い空間を確保しており、コロナ禍においても広い間隔と個室による隔離が可能な設備となっています。

駐車スペースは50台を確保。10名様以上の団体のお客様には無料送迎バスをご用意しており、公共交通機関を使わずお越し頂けます。宴会コース料理から、ご法要料理テイクアウトからデリバリーまで、ニーズの変化に対応したメニューを用意。「宴会コースは、鍋などを共有せず、個々でお召し上がりいただけるメニューをご用意していますので、安心してお召し上がりいただけます。また、ご自宅から会議の席までデリバリーサービスを行っていますので、会席料理やお弁当までお気軽にご連絡ください。」と宮崎社長は語っていました。



落ち着いた雰囲気のお店外観



宮崎社長



リニューアルされた大宴会場



1階のくつろげるスペース



コース料理の一例



数十名単位で利用可能な大部屋



無料送迎バスで団体のお客様に対応できます。



十分な間隔を確保した個室

〒192-0043
八王子市暁町1-36-6
TEL : 042-623-2222
FAX : 042-622-6582
http://www.nakayasu.jp

営業時間
月～金 / 11:30～14:30
17:30～21:30
土・日・祭日 / 11:30～21:30
※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、営業時間を変更しています。

アクセス
JR 八王子駅 車8分
中央自動車道 八王子I.C. 車5分
※なか安にお越しの際は、中央道(上り)八王子インター第2出口を出て、左側の八王子市街へお進みください。



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

今月の笑顔



多摩信用金庫
宇津木支店

<https://www.tamashin.jp/>

(石川町)

▼今月の笑顔は、八王子市北東部の地域の方に親しまれている、多摩信用金庫宇津木支店にお伺いしました。
▼お忙しいなか、山本晃市支店長、関野一雄事務サービス課課長、表紙を飾っていただいた、市村しおり主任、原田佳珠奈さん、堀口涼花さんにお話をお伺いしました。

▼担当業務をお聞きすると、市村主任は、「様々な事務手続きの最終確認を担当しています」原田さん、堀口さんは、「お客様からのご要望にお応えすること、また様々なご案内やお客から伺ったことを融資担当や営業担当に繋ぐ業務を行っています」

▼日々の業務では、「お客様にとって一番いいことは何かを常に考え、お客様のお手続きの負担を軽減し、利用しやすいようご案内しています」(市村主任)

「お客様の大切なお金を守るため、振り込み詐欺を未然に防止できるよう、日々心がけています」(原田さん)
「窓口にお越しただけお客様にわかりやすく説明できるように心がけています」(堀口さん)

▼職員の能力向上も積極的に進めています。「ジョブローテーションで様々な業務を経験し、多能化をすすめています。スキルアップのために資格取得も積極的に進めています。若い世代の成長は嬉しく思っています。これからも期待しています」(山本支店長)

▼「当金庫では、全店舗で特殊詐欺の防止に力を入れています。お客様の大切な財産をお守りするためにご協力頂きながら取り組んでいます」(関野課長)

▼「多摩の地域経済を支えていくためにも、金融機関という枠を超えて、お客様の課題解決に取り組んでいこうと考えています。例えば、事業をされている方には、「売上増加のためには、人材確保や育成のためには、研究開発のためには…」など金融支援にとどまること



山本晃市支店長(前列左より2番目)をはじめ、宇津木支店のみなさま ※撮影の為マスクを外しています。

なく、事業支援に力を入れております。個人の方には資産形成から、資産承継・相続など幅広く対応しています。顕在的な課題だけでなく、お客様が気付かない潜在化した課題にも、こちらから働きかけて、解決できるよう努めていきます」(山本支店長)

▼「コロナウイルス感染症が収まっていない状況ですが、地域にしっかりと寄り添い、皆様の明るい未来に貢献していきたいと思っております。これからの夢や悩み・困りごとなどございましたら、是非とも当金庫にご相談ください。これからもよろしくお願い申し上げます」(山本支店長)

お問合せ
〒192-0032八王子市石川町94-6
電話 : 042-643-5411
FAX : 042-643-5410



発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和3年5月5日
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-2 東京都八王子市南町9-8
第46巻 第2号通 巻486号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)